

御嶽山の噴火状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

※下線部は、前回からの変更箇所。

平成26年9月30日

19時00分現在

非常災害対策本部

1 火山活動の状況等（気象庁情報：9月30日16:30現在）

(1) これまでの火山活動状況等

- ・9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生した。中部地方整備局が設置している滝越カメラによれば南側斜面を噴煙が流れ下り、3キロメートルを超えるのを観測したため、噴火警戒レベル3（入山規制）を発表し、火口から4キロメートル以内に立ち入らないように呼びかけている。噴火は現在も継続している。
- ・御嶽山で噴火が発生したのは平成19年（2007年）3月下旬のごく小規模な噴火以来のこと。
- ・9月27日に気象庁が降灰の拡がりについて聞き取り調査を行った結果、御嶽山の西側の岐阜県下呂市萩原町から東側の山梨県甲府市飯田にかけての範囲で降灰が観測されている。
- ・9月28日中部地方整備局の協力で実施した上空からの観測によると、御嶽山山頂付近に北西から南東方向に伸びる火口列が見られ、複数の火口から白色の噴煙が勢いよく火口上1000メートルまで上昇するのが認められ、ときおり火山灰交じりの薄灰色の噴煙が認められた。
- ・9月29日19時20分頃から微動の振幅がやや大きくなった。9月30日01時15分頃からは一時小さくなったが、06時12分頃から再びやや大きくなり、その後増減をくり返して、現在はやや大きい状態が続いている。
- ・9月30日15時現在、噴煙は火口縁上約400mまで上がっている。

【噴火警報の発表状況等】

○9月27日12:36 噴火警報発表（火口周辺警報）

噴火警戒レベル1（平常） → レベル3（入山規制）

※噴火警戒レベル3は、平成20年3月31日の御嶽山の噴火警戒レベルの運用開始以来初めて。

○9月27日13時35分 ~ 降灰予報を約6時間毎に発表し、降灰の予想される地域を図示

○9月27日16時 ~ 火山の状況に関する解説情報を概ね3時間毎に発表

○9月28日19時30分 噴火警報（火口周辺警報）を更新し、火砕流に対して警戒を呼びかける

○対象市町村等

・長野県：王滝村、木曾町

・岐阜県：高山市、下呂市

○防災上の警戒事項

・火口から4キロメートル程度の範囲では大きな噴石の飛散や火砕流に警戒が必要

・風下側では4キロメートル以遠も含めて降灰及び風の影響を受ける小さな噴石（火山れき）に注意が必要

・爆発的な噴火に伴う大きな空振に注意が必要

(2) 気象の見通し

・御嶽山の山頂付近は、今日30日16時現在、5メートル程度の西の風が吹いていると見られる。

今日30日は西の風5メートル程度の見込み。明日1日は、西の風、5メートル程度の見込み。

・御嶽山周辺の天気は、今日30日は気圧の谷の影響で曇りで、夜遅くには弱い降水がある見込み。明日1日は、気圧の谷や湿った空気の影響で朝晩は曇りで、日中は概ね晴れる見込み。

2 人的・住家被害の状況

- (1) 人的被害（警察庁情報：9月30日16:00現在）
 - 死者 12人（うち身元判明12人）
 - 心肺停止とみられる方 24人
 - 負傷者 69人（長野県59人（重傷27、軽傷32）、岐阜県10人（重傷2、軽傷8））
※長野県の59人については、病院に収容された負傷者の数。
- (2) 建物被害（消防庁情報：9月30日17:00現在）
確認中

3 避難等の状況

- (1) 避難等の状況（警察庁調べ：9月30日16:00現在）
 - ・9月27日15:15頃、頂上山荘約100人の登山者は下山開始との情報。御嶽神社の山小屋の46人については、下山中との情報。
 - ・五の池小屋の残留者については、岐阜県警察山岳警備隊等の誘導により下山を開始。
 - ・これまでに、約190人（長野県側約160人、岐阜県側30人）の下山を確認。
 - ・山小屋等に残留していた生存者は全員下山。残留者なし（9月28日16:20）

4 その他の状況

- (1) 土砂災害（国土交通省調べ：9月30日7:00）
現時点で被害情報なし
- (2) ライフライン
 - ア 電力（経済産業省調べ：9月30日8:30現在）
被害情報なし
 - イ ガス（経済産業省調べ：9月30日8:30現在）
被害情報なし
 - ウ 通信（総務省調べ：9月30日14:00現在）
 - ・固定電話、携帯電話等
被害なし
 - ・放送関係
被害なし
- (3) 道路関係（国土交通省調べ：9月30日7:00現在）
 - ・現時点で被害情報なし
 - ・長野県道2路線で入山規制に伴う事前通行規制を14:20から実施中
- (4) 鉄道関係（国土交通省調べ：9月30日7:00現在）
 - ・御岳ロープウェイは運転休止（9月27日12:55）。
- (5) 農林水産関係（農林水産省調べ：9月29日15:00現在）
 - ・被害状況等について調査中
- (6) 文教施設関係（文部科学省調べ：9月28日20:00現在）
 - ・現時点において、被害情報なし
- (7) その他
 - (7) DMATの活動関係（厚生労働省調べ：9月30日16:00現在）
 - ・長野県がEMISを災害モードに切り替え（9月27日15:43）
 - ・岐阜県がEMISを警戒モードに切り替え（9月27日18:05）

- ・岐阜県がEMISを災害モードに切り替え（9月27日22:14）
- ・岐阜県がEMISを警戒モードに切り替え（9月28日14:29）
- ・長野県から近隣5県に対しDMATの派遣要請（9月27日20:00）
- ・長野県はDPATの派遣を決定（9月28日12:41）
- ・長野県立木曽病院にDPATを1チーム派遣し、活動開始（9月28日14:40）
- ・DPAT、県・町の保健師、精神保健福祉センター、日赤こころのケア班で役割を分担し、DPATは長野県立木曽病院で精神科医療的な支援を継続し、日赤こころのケア班は遺体安置所でご遺族に対する心理的なケアを担当し、保健師は待機されているご家族の方への対応を行い、精神保健福祉センターはコーディネートを行っている。
- ・DMATの活動（9月30日14:00現在）
長野県側：活動終了（最大時26チーム）
岐阜県側：活動終了（最大時2チーム）

(イ) 御遺体の搬送（国土交通省調べ：9月30日7:00現在）

- ・長野県からの要請により、長野県トラック協会が御遺体の搬送のための車両4両を手配

5 政府の主な対応

(1) 官邸の対応

- ・情報連絡室を設置（9月27日13:23）
- ・官邸連絡室へ改組（9月27日14:30）
- ・官邸対策室へ改組（9月28日14:00）

(2) 総理指示

- ・御嶽山の火山活動に関し、安倍内閣総理大臣から以下の指示が発せられた。（9月27日14:30）

1. 早急に被災状況の把握を行うこと
2. 被災者の救助に総力を挙げるとともに、避難誘導等登山者や住民の安全の確保に万全を期すこと
3. 火山の観測を強化し、登山者及び住民に対する迅速的確な情報提供を行うこと

(3) 非常災害対策本部の設置等

- ・御嶽山噴火に係る関係省庁担当者会議を開催（9月27日15:00）
- ・山谷内閣府特命担当大臣（防災）、松本内閣府大臣政務官出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、今後の火山活動の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った（9月27日16:40）
- ・関係閣僚会議を開催（9月27日）
- ・関係省庁関係局長級会議を開催（9月27日19:28）
- ・山谷内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、阿部長野県知事、山岡名古屋大学大学院環境学研究科教授とテレビ会議を行うとともに、今後の火山活動の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。（9月28日13:00）
- ・西村内閣府副大臣を団長とする政府調査団を長野県に派遣（9月28日12:50）
- ・内閣危機管理監より搜索関係省庁担当局長に対し、以下の内容が通知された。（9月28日14:30）

1. 被害者の迅速な救出・救命に全力を尽くすこと
 2. 火山活動の監視、滑落の防止等、搜索従事者の安全確保に万全を期すこと
 3. 危険を察知した場合には、直ちに作業を中止し、安全なところに退避すること
- ・御嶽山の噴火により多数の犠牲が生じており、なお多数の行方不明者が存在するという事態を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項の規定に基づき、平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部を格上げ設置するとともに、長野県庁に松本

内閣府大臣政務官を本部長とする非常災害現地対策本部を設置することを決定した。(9月28日17:00)

- ・山谷内閣府特命担当大臣(防災)出席のもと、第1回非常災害対策本部会議を開催し、西村内閣府副大臣による政府調査団の報告を行った。また、山岡名古屋大学大学院環境学研究科教授とテレビ会議を行うとともに、今後の火山活動の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(9月28日19:00)
- ・非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、平成26年(2014年)御嶽山噴火非常災害現地対策本部(本部長:松本内閣府大臣政務官)を設置(構成:内閣府、警察庁、消防庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、防衛省)(9月28日22:00)
- ・山谷内閣府特命担当大臣(防災)出席のもと、第2回非常災害対策本部会議を開催し、松本非常災害現地対策本部長及び山岡名古屋大学大学院環境学研究科教授とテレビ会議を行い、今後の火山活動の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(9月29日17:30)
- ・山谷内閣府特命担当大臣(防災)出席のもと、第3回非常災害対策本部会議を開催し、松本非常災害現地対策本部長及び山岡名古屋大学大学院環境学研究科教授とテレビ会議を行い、今後の火山活動の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(9月30日17:30)

(4) 自衛隊の災害派遣

① 概要

- ・要請日時 平成26年9月27日14:31
- ・要請元 長野県知事
- ・要請先 陸上自衛隊第13普通科連隊長(松本)
- ・要請の概要 人命救助
- ・発生場所 長野県御嶽山

② 活動規模(9月30日17:00現在)

- ・人員 約380名
 - ・車両 約85両
 - ・航空機 12機
- ※ 松本駐屯地で約190名、車両約60両が待機中

③ 活動内容

航空偵察(映像配信)、人命救助(23名)、心肺停止者の搬送(12名)

- ・山頂付近一帯の航空偵察を実施(9月27~日)
- ・黒沢口、田の原口及び開田口の各登山口より徒歩で山小屋等に向け前進し、到着後捜索・救助活動を実施(9月28日~)
- ・ヘリコプター(UH-60)によるホイスト吊り上げ等により、剣ヶ峰山荘付近で6名、覚明堂付近で17名をそれぞれ救助(9月28日)
- ・火山ガスの影響により活動を一時中断し、王滝登山道を下山時に、心肺停止者4名を搬送(9月28日)
- ・ヘリコプター(UH-60)により、頂上付近の心肺停止者8名を搬送(9月29日~)

(5) 災害救助法の適用

- ・平成26年9月27日の御嶽山噴火により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としているため。
長野県:木曾郡木曾町(きそぐんきそまち)(9月27日適用)
木曾郡王滝村(きそぐんおうたきむら)(9月27日適用)

6 各府省庁の対応

(1) 内閣府の対応

- ・情報対策室を設置（9月27日 12:36）
- ・内閣府参事官を団長とする情報先遣チーム（団長以下3名）を長野県へ派遣（9月27日）

(2) 警察庁の対応

- ・災害情報連絡室設置（9月27日 13:23）
- ・警備課長を長とする災害警備連絡室へ改組（9月27日 14:30）
- ・警備局長を長とする災害警備本部へ改組（9月28日 14:00）
- ・次長を長とする非常災害警備本部へ改組（9月28日 17:00）

【警察措置】

（9月27日）

- ・長野県警がヘリにより情報収集
- ・長野県警察機動隊12人出動（9月27日 13:55）
- ・長野県警察管区機動隊員約70人出動（9月27日 14:17）
- ・長野県警察機動隊、管区機動隊は登山口の黒沢口、王滝口、開田口で各10人が待機
- ・岐阜県警察山岳警備隊3人は登山客等とともに五の池小屋に残留
- ・長野県警察は、警察本部及び木曽警察署に登山者に関する情報・相談フリーダイヤルを設置。（県警本部：0120-008-046、木曽警察署：0120-007-285）
- ・岐阜県警察は、相談ダイヤルで情報を受付。（県警本部：058-271-2424、下呂署：0576-52-0110、高山署：0577-32-0110）
- ・現地指揮所を田の原観光センターに設置。

（9月28日：12:00現在）

- ・長野県警察は、7:40から黒沢口より16人、9:56から王滝口より27人が消防及び自衛隊とともに登頂を開始。（長野県警察は総勢約160人体制）山頂付近で救出救助活動を実施、生存者7名を救助。）
- ・岐阜県警察は、4:30から山岳警備隊等11人が市職員14人及びDMAT2人とともに登頂、6:15から五の池小屋の残留者の下山誘導を実施、11:19に全員無事下山。また、総勢80人体制で災害警備活動を実施。
- ・岐阜県警察が、ヘリにて五の池小屋かた下山中の40歳女性をホイスト救助。
- ・他、詳細は既報のとおり

（9月29日）

- ・長野県警察は約300人体制で、岐阜県警察は約80人体制で、捜索及び救出救助活動を実施。
- ・他、詳細は既報のとおり

（9月30日）

- ・長野県警察は400人体制で、岐阜県警察は80人体制で、捜索及び救出活動を実施。
- ・長野県警察は6:20、王滝口から管区機動隊員19人が消防とともに登頂し、救出救助活動に従事予定であったが、7:05に気象庁の火山性微動観測に伴い活動中止になったことから、8合目避難小屋で待機後下山。
また、機動隊員30人及び管区機動隊員12人が自衛隊ヘリで現場周辺に向かい、救出救助活動を実施予定であったが、見合わせ（フライト中止）。
- ・長野県警察は、警察ヘリが7:45からフライト開始、現場付近のヘリテレ映像を官邸等に送信。
- ・警視庁は、長野県警察に警察ヘリ1機を派遣し、5:30からフライト開始、ヘリテレ映像を官邸等に送信。
- ・神奈川県警察は、長野県警察に警察ヘリ1機を派遣し、9:30からフライト開始予定、ヘリテレ映像を官邸等に送信予定。
- ・岐阜県警察は、警察本部で19人、下呂署で10人、高山署で6人、航空隊で5人が前進待機。

(3) 消防庁の対応

- ・災害対策室設置（9月27日14:30）
- ・消防庁長官を長とする災害対策本部へ改組（9月28日17:00）
- ・9月27日20:30、長野県知事から消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の派遣要請。ただちに消防組織法第44条第1項に基づき、消防庁長官から火山性ガス検知資機材（LCD3.3）を保有する高度救助隊及び山岳救助隊について、愛知県、静岡県、東京都、山梨県の4都県に対して出動要請（9月28日20:30）
- ・緊急消防援助隊の活動調整等のため、消防庁職員1名を長野県に派遣（9月28日6:00）

【消防機関の活動】（9月30日17:00現在）

<<消防機関の活動体制>>

- ・9月30日現在：約390名体制。このうち約70名は自衛隊ヘリコプターにより山頂へ搬送し、救助活動を予定していたが、9月30日7:05、火山活動の火山活動の影響により、陸上における活動隊を含め、すべての救助活動を中断。その後も状況が改善されなかったことから、同日14:20活動中止を決定。

（これまでの消防機関の活動）

	活動規模						緊急消防援助隊	合計
	長野県			岐阜県				
	木曾広域消防本部	消防団 (木曾町・王滝村)	県内応援 消防本部	下呂市消防本部	消防団 (下呂市)	県内応援 消防本部		
9月28日(日)	約60名	約10名	約100名	約10名	約10名	約10名	約210名	約410名
29日(月)	約60名	約10名	約110名	—名	—名	—名	約220名	約400名
30日(火)	約60名	約10名	約90名	—名	—名	—名	約230名	約390名
延べ	約180名	約30名	約300名	約10名	約10名	約10名	約660名	約1,200名

（消防機関による救助・搬送患者数：9月30日まで）

	長野県	岐阜県	計
ヘリによる救助	—	2名	2名
担架による救助	17名	—	17名
救急搬送	22名	3名	25名
計	39名	5名	44名

<<地元消防機関の活動状況>>

- ・9月30日は、木曾広域消防本部が約60名体制で活動。
- ・9月30日は、木曾町消防団が約10名体制で活動。
- ・岐阜県内は9月28日をもって救助活動を終了。
- ・長野県防災ヘリコプター1機が松本空港に待機。
- ・岐阜県防災ヘリコプター1機が岐阜飛行場に待機。

<<県内応援消防本部の活動状況>>

- ・9月30日は、県内13本部（木曾広域消防本部以外の消防本部）が約90名体制で活動。
- ・岐阜県内は9月28日をもって救助活動を終了。

<<緊急消防援助隊>>

- ・9月27日20時30分、長野県知事から消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の派遣要請。
- ・ただちに消防組織法第44条第1項に基づき、消防庁長官から火山性ガス検知資機材（LCD3.3）を保有する高度救助隊及び山岳救助隊について、愛知県、静岡県、東京都及び山梨県の4都県に対して、出動要請。
- ・9月30日は、愛知県、静岡県、東京都及び山梨県4都県合計54隊227名体制が出動。うち指揮支援隊として、長野県庁で東京消防庁1隊3名、木曾広域消防本部及び王滝村役場で名古屋市消防局1隊5名が活動。
- ・東京消防庁ヘリコプター（消防庁ヘリ/ヘリサット搭載）が立川飛行場に待機。
- ・航空体制強化のため、東京消防庁大型ヘリコプターを松本空港に配備（9月30日）

(4) 金融庁の対応

- ・災害救助法の適用決定を受け、長野県内の関係金融機関等に対し、財務省関東財務局長野財務事務所長と日本銀行松本支店長の連名で「御嶽山噴火にかかる災害に対する金融上の措置について」を发出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な

措置を講ずるよう要請（9月28日）

(5) 総務省の対応

- ・災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施（9/27長野県木曾郡木曾町、長野県木曾郡王滝村）

(6) 財務省の対応

- ・王滝村に使用可能な未利用財産（H26.6に情報提供済）があり、改めて、村に対し利用可能である旨電話連絡済。長野県災害対策本部及び自衛隊長野地方協力本部に対し情報提供済。（9月29日）
- ・災害救助法の適用決定を踏まえ、長野県に係る被災中小企業への対応として、窓口における親身な対応、資金の円滑な融通等を要請する通知文書を、財務省・厚労省・中企庁の連名で日本政策金融公庫等に対して発出（9月29日）
- ・御嶽山噴火に係る災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資の対象に追加、財務省、中小企業庁及び農林水産省の連名で指定金融機関に対して同内容の通知文書を発出（9月29日）

(7) 文部科学省の対応

- ・災害情報連絡室設置（9月27日16:40）
- ・関係県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請（9月27日17:50）
- ・大臣官房長を長とする文部科学省災害応急対策本部を設置（9月28日17:00）

(8) 農林水産省の対応

- ・中部森林管理局がヘリコプターによる現地調査を実施（9月28日）
- ・木曾町役場、王滝村役場、長野県木曾地方事務所にリエゾンを派遣（9月28日）
- ・災害救助法が適用された長野県の関係金融機関に対し、関東農政局から通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出（9月29日）
- ・御嶽山の噴火に伴う降灰等による農作物被害等に対する技術指導に当たっての留意事項及び農業共済の対応について通知を発出（9月29日）

(9) 厚生労働省の対応

- ・厚生労働省情報連絡室を設置（9月27日15:00）
- ・厚生労働省災害対策本部を設置（9月28日18:00）
- ・厚生労働大臣指示
 - ①関係地方自治体と連携し、状況の把握に努めること
 - ②被災者の人命救助のため、医療の提供に万全を期すこと。
- ・通知等の発出状況（医療保険関係）
 - 1) 各医療保険者等及び関係機関に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知（9月29日）
 - 2) 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡（9月29日）
（被災した要介護高齢者等への対応）
 - 1) 9月27日の災害救助法の適用を受け、今般の災害により被災した世帯の要介護者の対応について、保険者に対し、特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨通知（9月29日）
（被災した要援護障害者等への対応について）
 - 1) 9月27日の災害救助法の適用を受け、今般の災害により被災した世帯の要援護障害者等の対応について、長野県に対し、特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨通知（9月29日）

(10) 経済産業省の対応

- ・長野県に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策として、

特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた。(9月29日)

(11) 国土交通省の対応

【国土交通省本省体制】

- ・非常体制 (9月27日 13:45)
- ・非常災害対策本部 (9月28日 17:00)

【リエゾンの派遣】

- ・自治体支援(長野県、長野県王滝村、長野県木曾町、岐阜県、岐阜県高山市、岐阜県下呂市)のため最大11名派遣(9/27~30)。

【専門家の派遣】

- ・国総研、土研より砂防専門家3名を派遣(国総研1名:9/27~29)(土研2名:9/27~30)(噴火・降灰の状況把握と二次災害防止対策を検討するため)

【災害対策用機械等出動状況】

- ・災害対策機械等の出動状況(9月30日 7:00 現在)

機械名	台数(出動中)
照明車	7(2)
路面清掃車	5(3)
散水車	4(1)
衛星通信車	3(1)
Ku-SAT	2(2)

- ・9月27日より照明車両5台が徒歩下山者及び自衛隊等入山の支援のため稼働
- ・木曾町の要請を受け、町道の降灰除去作業を中部地整の路面清掃車3台、散水車2台で実施。町道鹿ノ瀬線の降灰除去は4:20作業終了。

【二次災害防止対策】

○土砂災害防止法に基づく緊急調査に着手(9月28日)

○TEC-FORCEの派遣

- ・救助・下山支援及び被災状況把握、応急対策実施ため、最大19名派遣(9月27~30日)

○防災ヘリコプターによる被害状況調査

- ・中部地方整備局防災ヘリコプターによる御嶽山上空からの調査を実施(9/27、15:20~)。山頂南西側大きく開いた3カ所の噴火口、山頂付近に厚さ50cmの降灰を確認。
- ・中部地方整備局防災ヘリコプターによる砂防専門家等の御嶽山上空からの降灰状況調査を実施(9月28日2回、9月29日1回、9月30日1回)。
- ・関東地方整備局防災ヘリコプターによる御嶽山上空からの降灰状況調査を実施(9月30日1回)

○地上における状況調査

- ・地上より降灰調査を実施中。UAV(無人ヘリ)を用いて立入規制区域を含めて調査を実施中

○関係自治体への情報提供

- ・関係する県、市町村、関係機関等に、今後の注意事項をとりまとめた「救助活動等における土砂災害への警戒について」を配布。

○今後の応急対策に資する備蓄資材(大型土のう袋等)を確保済み。

【その他】

- ・長野県道1路線で噴火による通行規制を実施中(9月28日 14:20~)
上記の外に、町道鹿ノ瀬線、屋敷野線、千本松線、寒原倉越線、村道41号線について噴火による通行規制中
- ・気象庁発表の火山灰情報に基づき、火山灰の影響する高度、移動方向等に関する航空情報(ノータム)を発行(27日12:21)。以降、継続して発行(14通目29日6:21)
- ・防衛省と調整し、「9月28日19時05分から追って通知するまで、全ての有視界飛行方式で飛行す

る航空機は、救難活動への干渉を避けるため、御嶽山の半径5NM（約9.3km）以内、地上から11,000ft（約3,400m）までの範囲で他の航空機に特に注意すること」を内容とする航空情報（ノータム）を発行（28日11:51に発行した航空情報を更新）（9月28日19:05）

(12) 気象庁の対応

- ・御嶽山の火山活動状況について、御嶽山周辺の地震計、空振計、傾斜計、遠望カメラ等の観測ネットワークにより、24時間体制で監視中。
- ・噴火警報等を発表するとともに、地元自治体をはじめ、関係機関に対する解説及び資料の提供を各地気象台より適宜実施。
- ・気象庁機動調査班（JMA-MOT）を現地に派遣して、噴火の状況や降灰の状況等の調査を実施（長野地方気象台：9月27日13:55～、気象庁：9月27日15:40～）
- ・降灰の拡がりについて気象台から自治体等への聞き取り調査を実施（9月27日～）
- ・火山活動状況に関して記者会見（9月27日14時30分）
- ・御嶽山山頂部における救助活動の実施にあたっての留意事項について長野・岐阜両県等関係機関に周知（9月27日）
- ・長野県の災害対策本部会議に出席（9月27日～）
- ・長野県、岐阜県、各県内関係市町村及び地方整備局等の関係機関に対して、気象支援資料を提供（9月28日5時～ 一日2回の提供）
- ・国土交通省中部地方整備局のへりに同乗し、上空から御嶽山の火山活動の状況を確認（9月28日午前）
- ・陸上自衛隊のへりに同乗し、上空から御嶽山の火山活動の状況を確認（9月28日午後）
- ・気象庁機動調査班により火山ガス観測等を実施（9月28日）
- ・火山噴火予知連絡会拡大幹事会を開催し（9月28日16時）、統一見解を発表（同日19時頃）

(13) 国土地理院の対応

- ・御嶽山の噴火周辺地域の空中写真撮影を実施し、関係機関へ提供（9月28日）
- ・電子基準点のGNSS連続観測結果をホームページに公開（特段の変化は見られない）（9月29日）
- ・御嶽山の噴火周辺地域の空中写真および正射画像をホームページで公開（9月28日）
URL：<http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h26-ontake-index.html>
- ・御嶽山の噴火周辺地域の空中写真撮影および航空機SAR観測を実施（9月29日）
- ・28, 29日撮影の斜め写真による3D動画をホームページで公開（9月29日）